

6 3 都市計画法の制定

2009. 7.18

1 資本主義と都市化

- 1) 資本主義の進展——都市化 (1891~1920 に 10 万以上 6⇒16, 5~10 万 12⇒31)
 - 2) 東京市区改正条例(1889)の限界
 - 3) 市区改正条例の準用 1918 (京都、大阪+内務大臣指定<<名古屋、横浜、神戸>>)
 - 4) 都市区域の郊外拡張——自治都市と活動都市のズレ
 - 5) 軍港整備(呉港家屋建築制限法〈広島県〉1887)、⇒ 市の中心和庄町の市街築調規約 (道路：地主、工事：沿道地主、家屋移転：自費、地割：相对協議)
 - 6) 東京市の拡張
- | | | | | | | | | |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 1890 | 00 | 10 | 20 | 22 | 23 | 30 | |
| 東京市 | 91 | 112 | 172 | 217 | 249 | 153 | 207 | (万人) |
| 周辺 82 町村 | 32 | 38 | 58 | 118 | 143 | | 290 | |

2 都市計画法制定への動き

- 1) 1917 大阪市街改良法草案 土地利用、区画整理、用途地域、増価税、受益者負担金
- 2) 都市計画調査会 ⇒ 1918. 4 都市計画調査委員会 (水野内務大臣が委員長)
- 3) 内務省都市計画課の設置 (課長 池田宏)
- 4) 1919.4 都市計画法、市街地建築物法成立 施行は 20.1 と 20.12
- 5) 国会での議論 ①総合化への抵抗 ②資金の負担 (計画を立てない計画)

3 都市計画法の問題点

- 1) 中央集権——国家の仕事 内務大臣が決定 内閣が認可——自治の否認
東京市区改正条例の場合には、首都である東京に限定——都市の一般法ではない
- 2) 自治体・市民の無視 市民は育たない 「都市計画とは敵である」
- 3) タテワリの容認 ⇒ 事業官庁化 (残余事業——街路、公園)
- 4) 都市計画事業外の事業 (東京市の事例) ①市電事業 ②荒川改修工事 ③築港
④路面舗装 ⑤道路法による道路認定 ⑥公設市場 ⑦市営住宅 ⑧社会福祉
⑨鉄道 ⑩下水処理施設
- 5) 財源と利害調整 大蔵省の補助制度反対 (自治体が行うべきもの)
土地増価税、改良税、閑地税 ⇒ 反対 (有力地主層)
受益者負担金制度が残る (市区改正条例にもあり) ——大阪市の活用

4 都市計画法の役割

- 1) 〈都市計画〉用語の定着——ただし非市民的
- 2) 都市計画専門家・官僚——都市計画地方委員会事務局——146 (22) ⇒323 (34)
- 3) 区画整理の導入——アジケス法 ⇒ 耕地整理法の準用
- 4) 用途地域制 4 地域
- 5) 都市計画区域——市域外計画 (東京市・・・)
- 6) 「建築線」の活用 (市街地建築物法ニヨル規定)